

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
専決処分した予算の要領	(財政課)	1
漁獲共済の同意成立第(2号漁業)	(海洋政策課)	5
道路の区域変更(2件)	(道路課)	5
公 告		
特定非営利活動法人の設立認証の申請 (2件)	(県民生活・ 男女共同参 画課)	
	8・1揭示	5
県営土地改良事業の計画の変更	(農業基盤課)	6
県営土地改良事業に係る換地計画の定 め	(")	6
市町村営土地改良事業の計画の変更の 適否決定	(")	6
共同施行土地改良事業の工事の完了	(")	6

告 示

高知県告示第522号

平成20年3月31日に専決処分した平成19年度高知県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成20年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

平成19年度高知県一般会計補正予算

平成19年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地方譲与税		2,799,000	62,558	2,861,558
	1 地方道路譲与税	2,611,000	73,422	2,684,422
	2 石油ガス譲与税	183,000	12,159	170,841
	3 航空機燃料譲与税	5,000	1,295	6,295
5 地方交付税		170,179,359	213,270	170,392,629
	1 地方交付税	170,179,359	213,270	170,392,629
6 交通安全対策特別交付金		334,000	9,383	324,617
	1 交通安全対策特別交付金	334,000	9,383	324,617
12 繰入金		16,487,578	4,012,445	12,475,133
	2 基金繰入金	15,492,493	4,012,445	11,480,048
15 県債		54,521,600	3,746,000	58,267,600
	1 県債	54,521,600	3,746,000	58,267,600
歳 入 合 計		421,394,299		421,394,299

第2表 地方債補正
1 追加

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高知城整備事業費	18,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 民間資金	5.0%以内	1 平成20年度から平成49年度までの30箇年以内において、半年賦元金均等償還等とする。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

2 変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎整備事業費	37,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	1 平成20年度から平成49年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。	41,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	1 平成20年度から平成49年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。
防災対策事業費	384,000				500,000			
県立大学整備事業費	48,000				67,000			
老人福祉施設等 整備事業費	315,000				212,000			
牧野植物園整備 事業費	42,000				56,000			
女性相談所等 整備事業費	131,000				187,000			
海洋漁業調査船 建造等事業費	218,000				314,000			
耕地事業費	771,000				844,000			
林道事業費	611,000				679,000			
治山事業費	1,688,000				1,869,000			
漁港事業費	912,000				1,017,000			
河川海岸事業費	2,122,000				2,234,000			
砂防事業費	1,872,000				1,764,000			
道路橋梁事業費	6,397,000				7,867,000			
日本高速道路保有・ 債務返済機構出資金	754,000				838,000			
都市計画事業費	1,368,000				1,509,000			
公営住宅建設事業費	242,000							
港湾空港事業費	622,000				686,000			
高等学校等施設 整備事業費	147,000				192,000			
交通安全施設 整備事業費	107,000				151,000			
職員退職手当	4,568,000	5,721,000						
公共土木施設等 災害復旧事業費	1,440,000	1,439,000						
国直轄事業費金 負担	9,565,000	9,902,000						
計	54,521,600		58,249,600					

高知県告示第523号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成20年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

1 高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区

小型まぐろ漁業及び中型まぐろ漁業

2 高知県漁業協同組合の地区のうち旧甲浦漁業協同組合の地区
小型まぐろ漁業

3 高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち室戸市脇地以東の区域

小型まぐろ漁業

4 高知県漁業協同組合の地区のうち旧椎名漁業協同組合の地区、旧高岡漁業協同組合の地区及び旧三津漁業協同組合の地区
大型定置漁業

5 高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち室戸市行当の区域

小型まぐろ漁業

高知県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 宿毛宗呂下川口

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町石原 字大駄馬1061番1から 宿毛市小筑紫町石原 字上大駄馬1894番1 まで	前	3.5	551
		13.0	
宿毛市小筑紫町石原 字大駄馬1061番1か			

ら 宿毛市小筑紫町石原 字船ノ川山1894番22 まで	後	A	3.5	351
			13.0	
宿毛市小筑紫町石原 字大駄馬1061番1から 宿毛市小筑紫町石原 字上大駄馬1894番1 まで	後	B	10.0	359
			58.5	

高知県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 高知北環状

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市布師田字四手 棒3324番6から 高知市布師田字四四 良右門3366番9まで	前	28.0	92
		28.9	
	後	27.3	92
		27.4	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年8月1日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年8月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成20 年8月 1日	特定非 営利活 動法人 佐川く ろがね の会	竹村 脩	高岡郡 佐川町 甲1286 番地	この法人は、佐川町における重要文化財竹村家住宅の保存、活用を図るとともに佐川町上町地区を中心とした歴史的町並みの継承や観光振興に資するため活動するもので、「佐川まちの駅」を拠点とした観光ガイドや佐川町の歴史文化を顕彰する事業等を行うことにより、地域の発展に寄与し、もって公益の増進を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年8月1日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年8月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成20 年8月 1日	特定非 営利活 動法人 N P O	浜口 安 宏	土佐清 水市竜 串23番 8番	この法人は、土佐清水市の観光振興に寄与、交流人口の拡大を図ったの幅多広域での地域

	竜串観光振興会		活性化に対し、竜串地区の観光事業・環境保全・地域事業活性化に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
--	---------	--	--

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（弓場地区ため池等整備事業（用水施設））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年8月12日から同年9月9日まで
- 3 縦覧場所
宿毛市役所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

県営土地改良事業西土佐地区（藪ヶ市換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成20年8月12日から同年9月9日まで
- 3 縦覧場所
四万十市西土佐総合支所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをす

ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項の規定において読み替えて準用する同法第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定により、四万十市の行う土地改良事業（大用地区ため池等整備事業（用排水路））の計画の変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成20年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
市町村営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年8月12日から同年9月9日まで
- 3 縦覧場所
四万十市役所
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定により、共同施行土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事業主体名
長岡郡大豊町津家土地改良共同施行
- 2 事業名
大豊町津家地区土地改良事業
- 3 工事完了年月日
平成20年7月22日